

別表十三(八)
「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

賦課金で取得した試験研究用資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度		・	・	法人名		
賦課金の額	1			試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額	5	
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2			圧縮の(3)のうち試験研究用資産の取得等に充てた金額	6	
差引賦課金の額 (1) - (2)	3			圧縮限度額 (6)又は((6) - 1円)	7	
取得等をした試験研究用資産の種類	4			圧縮限度超過額 (5) - (7)	8	

別表十三(八)
令七・四・一以後終了事業年度分

「5」欄

技術研究組合の所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の10第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00373」
- ③ 「適用額」欄：「5」欄の金額(「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)